

## 課税標準の特例を受ける償却資産

償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、原則として、賦課期日における償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている(地方税法349条の2)が、同法349条の3並びに同法附則第15条、第15条の2及び第15条の3に規定される一定の要件を満たす償却資産については、同規定により、決定された価格から一定の軽減率を乗じたものが課税標準となります。

※特例の適用を受ける場合は、それを証明する書類(届出書、許認可証書、図面の写し等)の提出が必要です。

### 【課税標準額の特例の対象となる償却資産の例】(一部抜粋)

適用条項	特例対象資産	具体例	取得期間	適用期間【特例率】	添付書類(一例)	
地方税法第349条の3	第3項	・ガス事業用資産	S64.1.2~	最初の5年間【1/3】 その後5年間【2/3】		
	第4項	・農業協同組合等共同利用設備	選別機、選果施設(共同利用)	3年間【1/2】		
	第6項	・内航船舶	漁船・船舶付属設備(船外機やエンジン等)含む		期限なし【1/2】	船舶原簿、船籍票及び登録票の写しなど
	旧第28項	・家庭的保育事業用資産	保育事業用資産	H30.3.31まで	期限なし【1/2】	
	第28項			H30.4.1~	期限なし【1/3】(わがまち特例)※	
	旧第29項	・居宅訪問型保育事業用資産	保育事業用資産	H30.3.31まで	期限なし【1/2】	
	第29項				H30.4.1~	
	旧第30項	・事業所内保育事業用資産	保育事業用資産	H30.3.31まで	期限なし【1/2】	
	第30項				H30.4.1~	
	の4第2項	・熊本地震に係る代替償却資産	被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的が同一であるもの等	H28.4.14~ R3.3.31まで	取得の翌年から4年間【1/2】	被災代替償却資産特例申告書、代替償却資産対照表など
附則第15条	第1号	公共の危害防止施設等 ・汚水又は廃液の処理施設	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など バーク処理設備は除外	H30.3.31まで	【1/3】(わがまち特例)	特定施設設置(使用、変更)届出書(写)、仕様書など
				H30.4.1~ R2.3.31まで	【1/2】(わがまち特例)	
	第2号	公共の危害防止施設等 ・大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 ・土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設(活性炭吸着回収装置)	テトラクロロエチレン溶剤、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	H30.4.1~ R2.3.31まで	【1/2】(わがまち特例)	仕様書や取得時期・取得価額等がわかる書類など

第2項	第3号	公共の危害防止施設等 ・ごみ処理施設	焼却装置・分解装置など	H30.4.1～ R2.3.31まで	【1/2】	廃棄物処理施設設置許可申請書(写)、仕様書
	第4号	公共の危害防止施設等 ・一般廃棄物最終処分場	焼却装置・分解装置など	H30.4.1～ R2.3.31まで	【2/3】	廃棄物処理施設設置許可申請書(写)、仕様書
	第5号口	公共の危害防止施設等 ・産業廃棄物処理施設	焼却装置・分解装置など	H30.4.1～ R2.3.31まで	【1/3】	廃棄物処理施設設置許可申請書(写)、仕様書
	第5号イ	公共の危害防止施設等 ・廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物処理施設	焼却装置・分解装置など	H30.4.1～ R2.3.31まで	【1/2】	廃棄物処理施設設置許可申請書(写)、仕様書
	第6号	公共の危害防止施設等 ・下水道除害施設	沈殿・浮上装置、油水分離装置など バーク処理設備は除外	H30.4.1～ R2.3.31まで	【3/4】 (わがまち特例)	下水道除外施設設置届(写)、仕様書など
	第27項	・特定特殊自動車 (排ガスの規制等)		H26.4.1～ H27.9.30まで (H28.9.30まで 政令指定)	3年間【1/2】	
	旧第33項	・再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備	H24.5.29～ H28.3.31まで	3年間【2/3】	経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備認定通知(写)
	旧第39項	・浸水防止用設備	止水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機など	H29.3.31まで	5年間【2/3】 (わがまち特例)	仕様書や取得時期・取得価額がわかる書類など
	第37項			H29.4.1～ R2.3.31まで		
	第44項	・企業主導型 保育事業用資産	保育事業用資産	H29.4.1～ R3.3.31まで	5年間【1/3】 (わがまち特例)	認可外保育施設設置届出書一式(写)、企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書(写)
第43項	・経営力向上設備 (中小企業等経営力向上計画に基づき取得した生産性向上に資する資産)	大型冷蔵庫、厨房設備、食品加工設備、可搬式クレーン、介護入浴装置など	H28.7.1～ H31.3.31まで	3年間【1/2】	計画の申請書及び認定書(写)、工業会等による仕様等証明書(リース契約書)	
第47項	・先端設備等導入計画に基づき取得した設備 (生産性向上特別措置法に基づき取得した生産性向上に資する資産)	大型冷蔵庫、厨房設備、食品加工設備、可搬式クレーン、介護入浴装置など ・中小企業者の適用要件や最低価格、販売時期の適用要件有り	H30.6.6～ R3.3.31まで	3年間【ゼロ】 (わがまち特例)	計画の申請書及び認定書(写)、工業会等による仕様等証明書(リース契約書)(誓約書)	

※わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)とは、地方税法の定める範囲内において、個々の地方団体が課税標準の特例割合等を条例で定めることができる仕組みです。

※(令和2年1月1日時点 熊本市)